

犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置についての一部を改正する件について（通知）

環自総発第1308308号

平成25年8月30日

環境省自然環境局長から 各都道府県知事
・指定都市・中核市の長あて

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号。以下「改正法」という。）等の施行に伴い、「犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置についての一部を改正する件」が別添のとおり平成25年8月30日環境省告示第86号として告示され、平成25年9月1日から適用されることとなったので通知する。

については、引き続き、犬猫の引取り措置は、終生飼養、みだりな繁殖の防止等の所有者又は占有者の責任の徹底につれて減少していくべきものであるとの観点に立って、引取り又は引取りの拒否を行うよう努めることにつき、格段の御配慮をお願いする。